

3. 出荷先都道府県の選び方

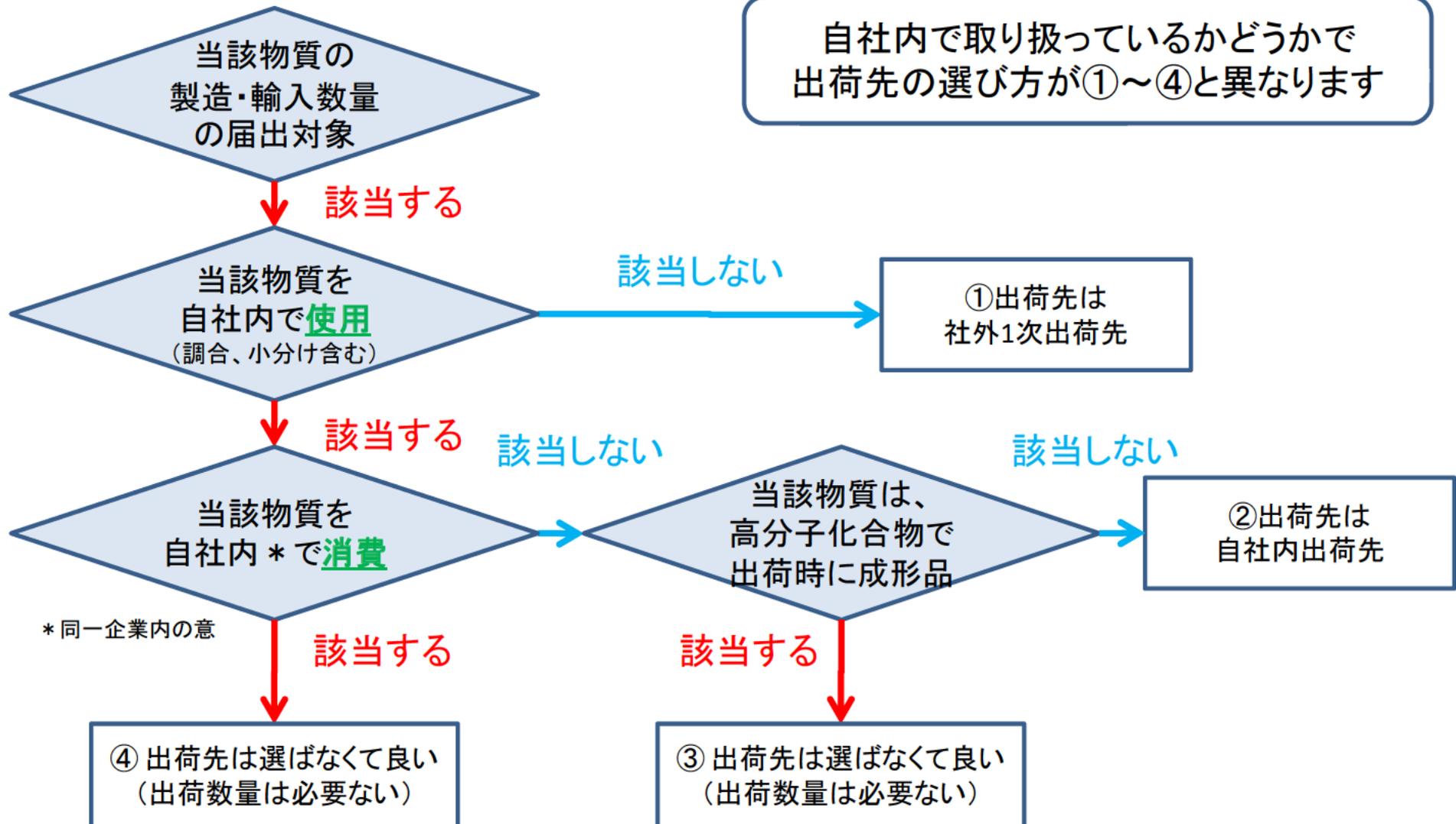
- 出荷先都道府県については、原則として当該化学物質の製造・輸入者から出荷した先の事業所(一次出荷先)が所在する都道府県になる。
- 商社等を経由して販売した場合で、伝票類は商社を経由していても、実際に貨物の輸送を伴わない場合は、その商社等は出荷先とはならない。実際に貨物を搬送した事業所等が所在する都道府県を出荷先とする。
- また、自社内で使用する場合は、その分は自社内出荷先都道府県を届け出る。
- 一次出荷先で、使用(調合・小分けを含む)されていないという情報が得られれば、可能な範囲で2次出荷先以降の事業所の所在都道府県を出荷先として届け出る。

※個々の事業者においては、二次出荷先以降を把握されているところもいらっしゃいますが、そのような情報は届出においては必要ありません。しかし、一次出荷先の情報を用いたリスク評価において、優先評価化学物質の中でリスクが懸念される物質・用途については、サプライチェーンに沿ったリスク評価が必要となるため、そのような場合に、二次出荷先以降の情報が必要となります。

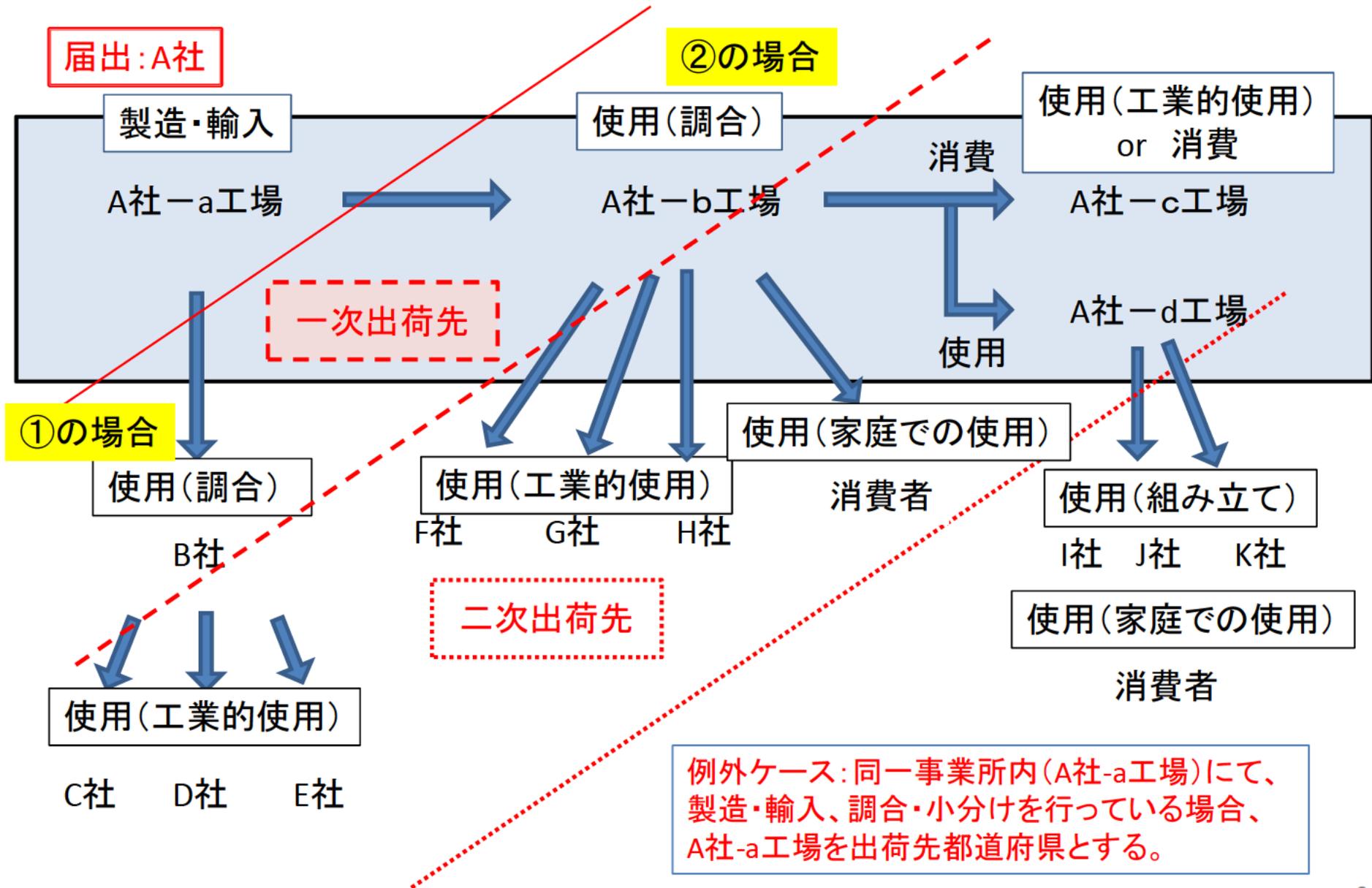
出荷先の選び方

～届出者の位置づけによる違い～

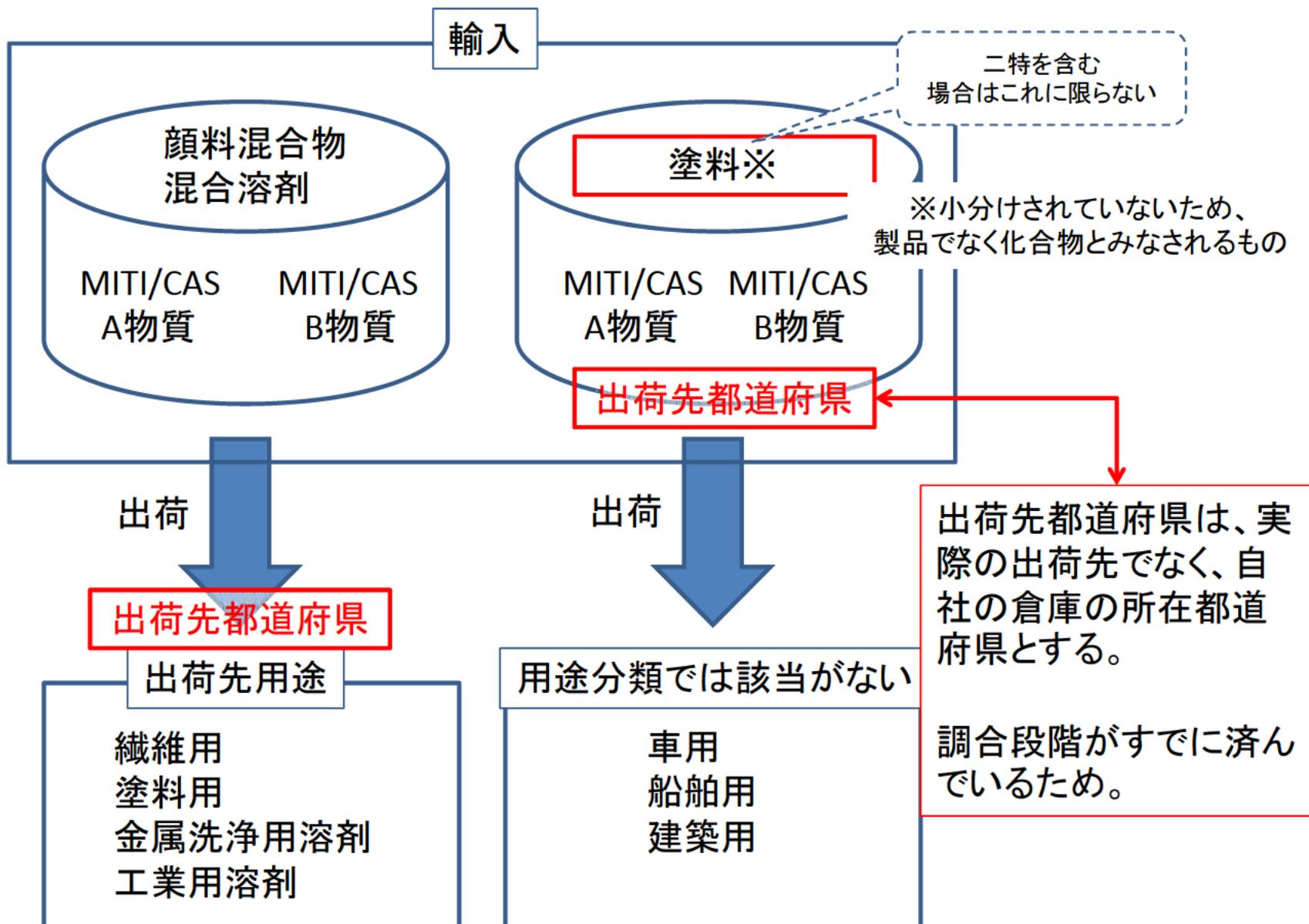
自社内で取り扱っているかどうかで
出荷先の選び方が①～④と異なります



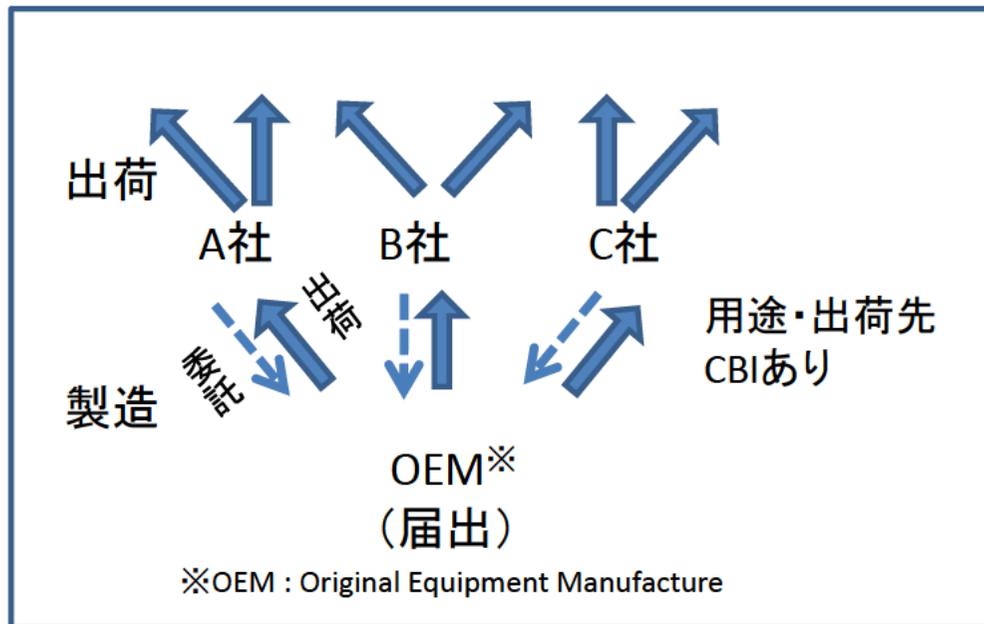
出荷先都道府県の選び方



例外ケース(混合物の輸入) ～出荷先都道府県が自社の所在地となるケース～

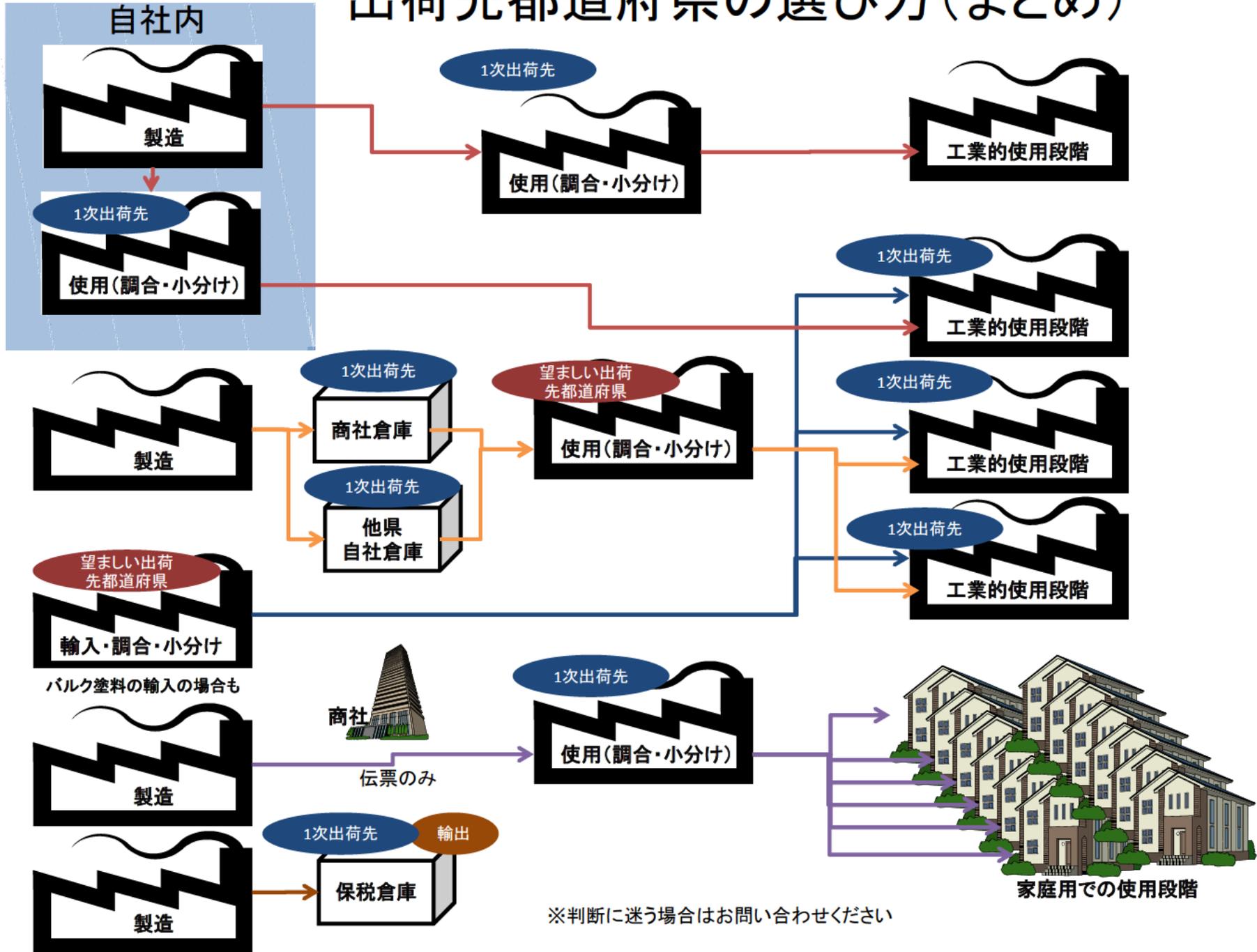


企業秘密(CBI)のため、出荷先都道府県の把握が困難な場合



一次出荷先で使用されていないが、二次出荷先以降の情報が得られない場合、一次出荷先であるA,B,C社,〇△化学の所在都道府県となる

出荷先都道府県の選び方(まとめ)



※判断に迷う場合はお問い合わせください